適齢運転者教育記録

検印	社　長	

適齢診断受診日	年　月　日

実施年月日　平成　　年　　月　　日
時　　間　自　　時　　分～至　　時　　分
実施場所【　　】
指導者【　　】
営業所名【　　】
氏　　名【　　】

適齢運転者に対する特別指導
適齢運転者の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。
※実施した特別指導の内容
※その他

※65 才に達した運転者に対しては、65 才に達した日以後 1 年以内に 1 回、高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させ、その後 3 年以内ごとに 1 回受診させ、その都度適齢運転者に対する教育を実施すること。